

千葉県小規模住居型児童養育事業実施要綱

平成21年4月28日（児第884号）

一部改正平成23年11月11日（児第2089号）

（目的）

第1条 小規模住居型児童養育事業は、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。

（小規模住居型児童養育事業）

第2条 小規模住居型児童養育事業者（以下「事業者」という。）は、千葉県知事（以下「知事」という。）が適当と認めた者とする。

2 この事業者については、主に次の場合が対象となる。

- (1) 養育里親として委託児童の養育経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの。
- (2) 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）の職員の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの（児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む。）
- (3) 児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの

（対象児童）

第3条 この事業の対象児童は、要保護児童のうち、児童相談所長により家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされた者であって、児童福祉法（以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定により措置された者とする。

（入居定員）

第4条 ファミリーホームの入居定員は、5人又は6人とする。

（事業内容）

第5条 事業者は、法第27条第1項第3項の規定による委託を受け、次の点を踏まえ、児童の養育を行うものとする。

- (1) 家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者を養育者（児童を養育する者。）として配置し、きめ細かな養育を行うこと。ただし、

事業者自身が養育者となることを妨げない。

- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

(職 員)

第6条 事業者は、ファミリーホームに3人以上の養育者を置き、そのうち少なくとも1人を専任の養育者としなければならない。この場合において、専任の養育者以外の養育者は補助者（養育者を補助する者。）をもって代えることができる。

2 事業者は、専任の養育者が1人の場合はその養育者を、複数いる場合はそのうちの1人をこの事業に係る事項の管理を一元的に行う者（「管理者」という。）としなければならない。

3 事業者は、法第34条の19第1項各号に該当せず、かつ、次の各号のいずれかに該当する者を養育者としなければならない。

(1) 養育里親として2年以上、同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者（平成21年4月1日以前の里親としての経験を含むものとする。次号も同様とする。）

(2) 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者

(3) 3年以上児童福祉事業に従事した者

(4) 前各号に準ずる者として、知事が適当と認めた者

4 補助者は、法第34条の19第1項の各号に該当しない者とする。

5 養育者及び補助者は、家庭的養護の担い手として里親に準じ、可能な限り児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37の第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めるものとする。

(ファミリーホームの設備等)

第7条 ファミリーホームは、以下のすべての条件を満たしていなければならない。

(1) 専任の養育者の住居であること。

(2) 児童の日常生活に必要な設備を有するとともに、養育者等が児童に対して、適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。

(3) 居間、食堂等児童が相互交流することができる場所を有するほか、ファミリーホームの設備全てが、児童の適切な養育に資するものであること。

(4) 風呂、洗面所、便所及び子どもの居室を有し、年齢に応じて男子と女子の居室が別になっていること。

(5) 保健衛生及び安全について、配慮されていること。

(実施に当たっての留意事項)

第8条 事業者は、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、入居者の権利擁護に関する事項等児童福祉法施行規則第1条の17に規定する事項を運営規定に定めるとともに、次の各号に留意し、適切に事業を実施するものとする。

- (1) 事業者は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し相互の信頼関係を築くとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (2) 事業者は、入居している児童の人数、年齢等に応じた養育体制を維持できるよう、養育者及び補助者を適切に配置すること。
- (3) 事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携、その他の適切な支援体制を確保すること。
- (4) 事業者は、児童相談所長からの求めに応じて、児童の状況等について定期的（6か月に1回以上）に調査を受けること。
- (5) 事業者は、毎月の運営状況をファミリーホーム運営状況報告書（別記第1号様式）により、翌月の10日までに、知事に報告すること。
- (6) 事業者は、児童相談所長があらかじめ当該事業者並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴き、当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育すること。
- (7) 事業者は、養育者及び補助者に対し、児童に法第33条の10各号に規定する虐待等を行ってはならない旨、徹底すること。
- (8) 事業者は、児童の権利擁護、虐待の防止等のため、苦情を受け付けるための窓口や責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、第三者による関与や養育者及び補助者に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。
- (9) 事業者は、児童の記録や、事務運営に係る会計に関する諸帳簿を適切に整備し、特に養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること（運営主体が法人である場合には、養育者等の法人における立場等も十分に踏まえ、労働法規等に即して実施すること。）。
- (10) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適応できるよう、適切な養育を行うこと。

（委託に当たっての留意事項）

第9条 児童相談所長は、この事業に児童を委託するに当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 児童相談所長は、この事業に児童の委託をしようとするときは、児童又はその保護者並びに事業者の意見を聴くこと。
- (2) 児童相談所長は、児童を委託する場合、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性が極めて重要であることに鑑み、児童のアセスメントや、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該児童に最も適した事業者に委託するよう努めること。
- (3) 児童相談所長は、新たに委託する児童がこれまで育んできた人的関係や成育環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できる事業者に委託するよう努めること。
- (4) 児童相談所長は、虚弱な児童、障害がある児童、虐待や非行等の問題を抱え

た児童を委託する場合には、知識や経験を有する等それらの児童を適切に養育できる事業者に委託すること。

(経 費)

第 10 条 この事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成 1 1 年 4 月 3 0 日厚生省発児第 8 6 号厚生事務次官通知)によるものとする。

(事業開始等の手続き)

第 11 条 この事業の開始、休止、廃止及び届け出の内容変更等の手続きは法第 3 4 条の 3 等関係法令の規定により行うものとする。

2 知事はこの事業の開始を承認したときは、小規模住居型児童養育事業承認通知書(別記第 2 号様式)により、承認の旨を事業者に通知する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日より適用する。